

## 野村昌平議員に対する議員辞職勧告決議

津山市議会に所属する野村昌平議員の、平成26年10月25日の夜津山市中島の公会堂前において、酒に酔って女性の背中に手を置くとともに、多数の参加者がいた祭りの会場において、女性に対し、「キスをさせてくれ。」とした言動について、津山市議会議員の倫理に関する条例第3条第1号に規定する行為規範に違反する疑義があるとの調査請求書が、平成27年11月27日に提出された。

同条例に基づく津山市議会議員倫理審査会において協議した結果、同条例の行為規範に違反するとの判断が示され、辞職勧告を行うことが妥当との結論に至った。

野村昌平議員の行為は、市民の信頼を著しく失墜させるばかりでなく、本市議会の名誉と品位を著しく傷つけたことは議員としてあるまじき行為と言わざるを得ない。

よって本市議会は、同条例第9条第1項の規定に基づき、倫理審査会の審査結果報告を尊重するとともに、野村昌平議員に対して、自らの責めを負って、社会的道義的責任を感じ、自らの意思により直ちにその職を辞することをここに勧告する。

以上、決議する。

平成28年2月29日 岡山県津山市議会

## 決議案提出者24名

秋久、安東、岡田、岡安、小椋、金田、黒見、河本、近藤、田口、竹内(邦)、竹内(靖)、津本(憲)、中島、中村、西野、原、広谷、政岡、松本、美見、村田、森西、吉田

## 議員倫理審査会報告を受け、 本会議で議員辞職勧告決議を可決

議員辞職勧告決議案」が提出されました。

決議案は2月29日の本会議で審議され、本人除斥の上で採決した結果、賛成多数で可決され、津山市議会は辞職勧告を決議しました。

議員倫理審査会の報告を受け、津山市議会議員24名から「野村昌平議員に対する議

### ※辞職勧告決議

議会が特定公職者に対し「辞職を勧める」決議。法的拘束力はない。

